

## 新潟県条例第30号

新潟県児童福祉施設条例の一部を改正する条例

新潟県児童福祉施設条例（昭和39年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第4条</b> （略）</p> <p><u>（指定管理者による管理）</u></p> <p><b>第5条</b> <u>新星学園の管理は、知事が指定する社会福祉法人（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により指定管理者に新星学園の管理を行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）における第2条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。</u></p> <p><u>（指定管理者が行う業務）</u></p> <p><b>第6条</b> <u>指定管理者による管理の場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 第1条第2項に規定する業務</u></p> <p><u>(2) 第2条に規定する入所の承認に関する業務</u></p> <p><u>(3) 新星学園の施設及び設備の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務</u></p> <p><u>（利用料金）</u></p> <p><b>第7条</b> <u>指定管理者による管理の場合には、第3条の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>2 指定管理者による管理の場合には、第3条第3項の表の左欄に掲げる者は、その料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。</u></p> <p><u>3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。</u></p> <p><u>4 利用料金の額は、第3条第3項及び第4項に規定する額とする。</u></p> <p><u>5 前項の規定によるほか、指定管理者は、必要があると認める場合には、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を定めることができる。</u></p> <p><u>（指定管理者の指定）</u></p> <p><b>第8条</b> <u>第5条第1項の規定による指定を受けよう</u></p>	<p><b>第4条</b> （略）</p>

とする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして最も適切な新星学園の管理を行うことができると認める者を指定管理者として指定するものとする。

(1) 新星学園の運営において、知的障害のある児童の平等利用が確保されること。

(2) 法その他の関係法令の規定を遵守して新星学園の管理を行うことができること。

(3) 新星学園の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること。

(4) 新星学園の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(指定管理者の告示)

**第9条** 知事は、指定管理者を指定し、又は指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか、児童福祉施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(知事への委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、児童福祉施設の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正及び同条を第10条とし、同条の前に5条を加える改正（第8条及び第9条に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。